

3D データの流通と間接侵害規定の整備について

平成 29 年度日本弁理士会意匠委員会第 1 部会

佐藤 英二, 谷口 登, 五味 飛鳥, 梶並 順,
鈴木 学, 駒場 大視

要 約

3D プリンタで用いられる 3D データのコンピュータネットワーク上での流通が一般化し始めているが、現行意匠法では、他人の登録意匠を 3D プリンタで印刷することができる 3D データの流通を阻止することが難しい。そこで本稿では、このような 3D データの流通を防止するために、当面の手当てとして、意匠法 38 条の間接侵害規定を改正することを提案する。

目次

1. はじめに
2. 3D データの流通と現行意匠法
3. 流通を規制する必要性
4. 法 38 条の改正の提案
5. むすびに代えて

1. はじめに

3D スキャナでスキャンをする、或いは、CAD を使用して一から創り上げる等の手段によって物品の形態を 3D データ化し、3D プリンタで印刷する目的でコンピュータネットワーク上を流通させるといったことが一般化し始めており、今後これが活発化すると予想される。

これに対して、現行の意匠法は 3D プリンタで用いられる 3D データの流通に対応できるようには設計されていない。十分な対応には意匠法の抜本的な改正も視野に置く必要があるが、平成 29 年度日本弁理士会意匠委員会第 1 部会では、現行制度の枠組みを大きく変更しない前提で、当面の手当てとしてなにができるかを検討し、まずは早急に法 38 条の整備を検討すべきであるとの結論を得たので、以下報告する⁽¹⁾。

2. 3D データの流通と現行意匠法

現行の意匠法は、基本的に、意匠権者に対して意匠に係る物品の製造及び流通をコントロールする権能を与え、これによって第三者の模倣行為を規制するといったフレームを採用している（意匠法 2 条 3 項及び

同 23 条等）。しかし、3D データは無体物であることから、一般に有体動産を指すと解される「物品」には該当しない。そのため、意匠権者が市場における 3D データの流通をコントロールすることは、そもそも現行制度下では難しい。

この点、法 38 条 1 号の間接侵害規定による規制は想定し得るものの、①コンピュータネットワークを流通する 3D データの代表的なデータ形式である STL や OBJ 等のポリゴンデータは、いわば立体形状の座標データを羅列したものであるためそれ自体がなんらコンピュータその他のハードウェアに対する働き掛けをなすものではない。少なくともこのようなデータ形式の 3D データは同号所定（法 37 条で準用する特許法 2 条 4 項所定）の「プログラム等」には該当しないと考えられる。また、上記のようなポリゴンデータは、② a. 一般に改変が容易であって、元々は他人の登録意匠を 3D データ化したものでも非類似の意匠に改変してから 3D プリンタで印刷するといったことが可能であり、② b. 汎用性があるため映像作品で利用される場合もあるなど必ずしも 3D プリンタによる立体物の印刷に用いられるわけでもない。したがって、もとより個別具体的な事情次第ではあるものの、これが一般に所謂「のみ品」に該当することを期待するのも難しい。すなわち、3D データの流通に対して、法 38 条 1 号が常に有効に機能することを想定することはできない⁽²⁾。

3. 流通を規制する必要性

①対応の必要性

以上のように3Dデータの流通に対して、現行意匠法は上手く機能しない場面が多いと予想される。

しかし、3Dプリンタを含むデジタル・ファブリケーションの技術は日進月歩である。現状において3Dプリンタには、使用する素材が高価であり、印刷に相当の時間を要し、また、材料によっては必ずしも耐久性が十分ではないといった問題があるものの、少なくとも樹脂製品であれば、既に比較的容易に他人の登録意匠を3Dデータ化してこれを実用に耐え得るように印刷することが可能となっている。コンピュータネットワークを介したユーザ同士の3Dデータのやりとりを仲介するプラットフォーム・サービス⁽³⁾や、ユーザに代わって3Dプリント(3Dプリンタによる印刷)を行うサービスビューロ⁽⁴⁾のように、3Dデータの拡布や高品質の3Dプリントを手助けする事業も展開され始めている⁽⁵⁾。

すなわち、他人の登録意匠を、当該他人に無断で3Dデータ化し、プラットフォームを介して販売するといったことが具体的に可能な状況となっており、現にそのような例も見受けられる⁽⁶⁾。斯かる事態の一般化を許すとすれば、意匠の創作者等における権利取得に対するインセンティブを削ぐことは明らかである。

法改正には一定の時間を要することを考慮すると、近い将来により活性化し得るこのような事態への対応は、早めに検討するのが望ましい。

②当面の対応

とはいえ、仮に他人の登録意匠を3Dプリンタで印刷することができる3Dデータの流通を完全に規制しようとする、a. そのような3Dデータの個人間でのやりとり(例えば大学の友人同士での3Dデータの無償のやりとりといった「業として」の行為に該当しない行為)や、b. そのような3Dデータのコンピュータ上での複製行為等に対応するために、現行の意匠制度を支えるパラダイムの幾つかについて大きな転換が迫られ得る。しかし、このような抜本的改革には慎重な議論が必要であり、それが為に事態の進展に対して即効性を欠く。

その一方で、現状及び近い将来における最大の問題は、おそらく、他人の登録意匠又はこれに類似する意匠を3Dプリンタで印刷することができる3Dデータ(以下、これを「問題のある3Dデータ」と称する。)が

コンピュータネットワーク上で拡散してしまうといった事態であり、そのような事態への対応が、最も緊急的である。この点に関しては、3Dデータの拡散は主にプラットフォーム・サービスを介して発生するものであるから、プラットフォーム・サービスを介して行われる行為に対して一定の規制を設定することにより、実効性の高い抑止効果を見込むことができる。また、プラットフォーム・サービスを介して行われる行為は一般に「業として」行われるものであるため、個人的行為に対して法の網を掛けることの是非といった困難な議論も生じない。その意味で、プラットフォーム・サービスへの対応は、比較的容易に実現できそうである⁽⁷⁾。

以上を踏まえると、まずは、問題のある3Dデータがプラットフォーム・サービスを介して拡散する事態に焦点を当て、これに対応するよう法38条等を整備するのが、当面の対策としては、最も望ましいものと考えられる。

4. 法38条の改正の提案

①法38条1号の改正

法38条の整備を検討するにあたっては、まず、同条1号の「意匠に係る物品の製造にのみ用いる物」の概念に、「プログラムに準ずる」3Dデータばかりでなく、3Dデータ一般が含まれるように改正することが考えられる。

しかしながら、たとえ3Dデータ一般を含むように改正するとしても、結局同号によって流通等を規制できるのは「のみ」品に該当する3Dデータに限定される。この点、侵害被疑3Dデータについて、これが「のみ」品に該当するか否かの判断は決して容易ではないはずである。個別具体的に、かつ複雑な判断を要する要件が存在している、大量に発生し得るプラットフォーム・サービスを介した問題のある3Dデータの拡散といった事態に、スピーディに対応することができない(一方で「のみ」要件を削除してしまうと映像作品に用いられる3Dデータであってもその製造等が禁止されることになり間接侵害規定の趣旨を逸脱してしまう)。

したがって、プラットフォーム・サービスを介した問題のある3Dデータの拡散を規制する目的においては、同条1号を改正するのではなく、むしろ当該事態に発生防止に特化したかたちで新たな間接侵害態様を

創設する、すなわち以下の同条3号を新設するといった対応が適切であろうと考えられる。

②法 38 条 3 号新設

プラットフォーム・サービスを介して他人の登録意匠又はこれに類似する意匠を 3D プリンタで印刷することができる 3D データが拡散することを防止する規定としては、その一案として、例えば以下のようなモデルが考えられる。

ア. 提案モデルの概要

【法 38 条 3 号試案】

第三十八条 次に掲げる行為は、当該意匠権又は専有実施権を侵害するものとみなす。

一 (略)

二 (略)

三 登録意匠又はこれに類似する意匠に係る物品の製造に用いることのできる 3D データ（登録意匠又はこれに類似する意匠に係る物品の部品の製造に用いられる 3D データを除く。）であることを知りながら、業として、譲渡等若しくは譲渡等の申出又はそれらの媒介をする行為

先ず、プラットフォームに問題のある 3D データをアップロードして当該 3D データを他人に譲渡し又は譲渡の申出をする者（アップローダー）が、規制の対象となる⁽⁶⁾。問題のある 3D データをアップロードして拡布するから問題が生じるのであり、かかる拡布行為はもとより規制されなければならない。同試案において次に規制の対象となるのは、問題のある 3D データの取引を業として媒介する⁽⁹⁾当該プラットフォームを運営するプラットフォーム事業者（プラットフォーム）である。これらの者を規制の対象とすることによって、プラットフォームを舞台として展開される違法 3D データの取引が規制されることになる。

次に「3D データ」の文言であるが、同概念には STL や OBJ 等のポリゴンデータであって、法 38 条 1 号の「プログラム等」には該当しないタイプの 3D データを含む意図である。プラットフォーム・サービスを介して取引されている 3D データの多くがこれらのデータ形式によるものであるためである。

しかしながら、先にも述べたように STL や OBJ 等のポリゴンデータには汎用性があるため必ずしも 3D プリントに用いられるとは限らない。そこでこの試案

では、別途主観的要件を設け、規制対象を限定化している。すなわち、アップローダーやプラットフォーム事業者が規制対象となるのは、「登録意匠又はこれに類似する意匠に係る物品の製造に用いることのできる 3D データであることを知りながら」拡布する場合に限定される。

このような主観的要件には、規制対象の限定化という意味合いの他に、違法 3D データの流通に対する監視義務負担の公平性を確保するという意味合いもある。

すなわち、この試案は、単にプラットフォームに 3D データがアップロードされただけでは、そのプラットフォーム事業者は、当該 3D データが登録意匠に係る物品の製造に用いられることを「知らない」ものとして扱うことを前提としている⁽¹⁰⁾。大量の 3D データを扱うプラットフォーム事業者がそのデータの一点一点について意匠権侵害の可能性を自ら精査するのは事実上不可能であるから、そもそもプラットフォーム事業者に対して徒に高度の監視義務を負わせるのは不適切であるし（意匠権の侵害判断には意匠の類否判断も含まれる。プラットフォーム事業者にその判断のすべてを担わせるのは酷である）、また、それでは実効性が上がらないか、それとは反対にプラットフォーム事業者を過度に萎縮させてしまう結果となる。一方、そもそも自らの権利の活用に関して責任を負うのは意匠権者であるから、違法な 3D データの流通に対する監視義務は意匠権者に負担させることとする。そして、意匠権者が違法な 3D データをプラットフォーム上に発見した場合、その旨をプラットフォーム事業者に通知させるようにし、この通知があった以降について、プラットフォーム事業者は当該データが「登録意匠又はこれに類似する意匠に係る物品の製造に用いることのできる」ことを知ったものとして扱い、間接侵害規定を働かせるようにする。これによって、プラットフォーム事業者における違法な 3D データへの対応負担を軽減しつつ、違法な 3D データの流通を抑止でき、かつ他の用途に用いられる 3D データの流通に対する過度の規制を回避することができることになる⁽¹¹⁾。

なお、登録意匠又はこれに類似する意匠に係る物品の部品の製造に用いられる 3D データまで規制対象とすると、いわば間接侵害の間接侵害を規制するといったことになり得るので、念のため、そのような 3D

データは括弧書きで規制対象から除いている。

イ. 提案モデルの問題点

しかし、上記の提案モデルにも問題点がある。

すなわち、プラットフォーム事業者において、意匠権者からの通知毎に、意匠権者の主張が正しいのか否か、典型的には、侵害被疑 3D データを 3D プリンタで印刷した際に出来上がる意匠が本当に登録意匠に類似しているのか否か等の判断をすることは、相当に困難なはずである。そうとすると、意匠権者から通知があった場合には、プラットフォーム事業者はそのような困難な判断を回避するために、自ずとその通知対象となった 3D データのすべてについてこれを削除する等の対応をせざるを得ない。これを奇貨として意匠権者において不当な通知の濫発も起こりかねないことになる。

このような事態の発生は新たな技術及び市場の揺籃・発展を阻碍しかねない。以上のような提案モデルを実施するにあたっては、したがって、意匠権者における不当な通知の濫発への対応を併せて検討しておく必要がある。

この点の解決策としては、①意匠権者がプラットフォーム事業者に対し通知をするにあたっては供託金類似の何かしらのデポジットを要求するようにする、②通知対象である 3D データを印刷した場合に印刷される意匠が現に登録意匠に類似しているかについて、簡便、安価、かつスピーディに、暫定的な意見を示すなんらかの機関を設置する等が考えられる。なお、後者においては、同機関の暫定的意見を、プラットフォーム事業者が求める場合の他、アップローダー（侵害被疑 3D データをプラットフォームにアップロードした者）が求める場合も想定される。簡便、安価、かつスピーディに得た暫定的意見において、侵害被疑 3D データを印刷したことによって印刷される意匠は登録意匠に類似しないとの見解が示された場合には、プラットフォーム事業者が一度削除した 3D データを復活させた場合でも法 38 条 3 号の適用についてその過失を問わない（或いは、類似するとの暫定的意見が示されて以降についてのみ「知りながら」の要件を満たす）こととすれば、意匠権者による不当な通知の濫発が相当に抑制されるものと考えられる。

具体的な手立てには知恵を絞る必要があるが、いずれにしても、プラットフォーム事業者に過度の負担が掛からないようにすること、及び、意匠権者による不

当な権利行使の濫発を抑制するための手当てを行うことは、上記のような間接侵害規定を新設するにあたっての必須的な検討課題と思われる。

5. むすびに代えて

以上が、平成 29 年度日本弁理士会意匠委員会第 1 部会での検討内容である。冒頭で述べたように、問題の事態に早急に対応することに主眼を置いたため、意匠法の抜本的改正に繋がる議論は行っていない。

しかし、現在開催中の産業構造審議会知的財産分科会意匠制度小委員会においては、意匠の定義規定や実施規定の見直しも議題とするようである。もし実施規定或いは間接侵害規定を改正するというようなことであれば、3D データの流通をどのように規制するかといった、本稿で取り扱った課題も踏まえての議論を期待したい。

以上

(注)

- (1) なお、これに先立つ平成 28 年度日本弁理士会意匠委員会第 1 部会では、3D プリンタで用いられる 3D データの流通に現行意匠法がどの程度対応可能かを検討した。その検討内容をベースとした論考が公表されているので、本稿の議論の前提として適宜参照されたい。五味飛鳥「3D データの流通と意匠法」(DESIGN PROTECT 116 号 9 頁)
- (2) 3D データには、3D プリンタとの関係において大別して 2 種類ある。STL ファイルや OBJ ファイルのような座標を羅列したに過ぎない単なる立体形状のデータ（以下、「形状データ」と称する。）と、3D プリンタの動作を規定する要素を含む 3D データ（以下、「3D プリンタ用データ」と称する。）の 2 種類である。3D プリンタ用データは、形状データに対して「スライス」という処理を施して生成するデータであるが、3D プリンタの動作を規定する要素を含むので「プログラム等」に該当し得る。また、スライス完了後の 3D データは変更が困難であるし 3D プリンタで印刷する以外に他の用途を見出し難いので「のみ」に該当するとも判断し易い。したがって、ネットワークを流通する 3D データが仮に 3D プリンタ用データである場合には、間接侵害規定が適用される可能性は高いと考えられる。ただし、後述するプラットフォーム・サービスを介して流通しているのは、3D プリンタ用データではなく、一般に、STL ファイルや OBJ ファイルなどの形状データである。この点について詳しくは注 1 五味を参照されたい。
- (3) 米国を中心に利用が活発化している。例えば、「Thingiverse」(<https://www.thingiverse.com/>)、「3dshare」(<http://3dshare.com/>)、「Shapeways」(<https://www.shapeways.com/>) 等。

- (4) 例えば、「RICOH 3D PRINT ONLINE」(http://www.ricoh.co.jp/3dp/print_service/), 「DMM.make」(<https://make.dmm.com/print/>)。
- (5) 私企業ばかりでなく、埼玉県産業技術総合センターといった公共施設も、3D プリンタの機器開放を行っている。<http://www.saitec.pref.saitama.lg.jp/kaihou/kiki/KikiData503.html>参照。
- (6) プラットフォームに、例えば特定の自動車用の部品の3D データがアップロードされるといったようなことが見受けられる。
- (7) ちなみに、欧州でも議論が開始されており、2016年に欧州委員会のHPで公開された「Legal review on industrial design protection in Europe, Under the contract with the Directorate General Internal Market, Industry, Entrepreneurship and SMEs (MARKT2014/083/D), 2016)」の中で3Dプリンタの問題が扱われている。同報告書は、3Dプリンティング技術によるデザイン保護法制へのインパクトに対する対応策を複数挙げているが、その中の一つとして、プラットフォームその他の仲介業者の行為を規制する方策を示唆している。同報告書については麻生典「意匠制度と3Dプリンター—欧州の4つの推奨策—」日本デザイン学会編『デザイン学研究特集号 各国におけるデザイン保護法制』等の解説も参照されたい。
- (8) その者が個人である場合にはその者の行為が「業として」に該当しないケースはあり得るであろう。
- (9) プラットフォーム事業者自身が3Dデータの販売元となる場合には、「譲渡若しくは譲渡の申出」をする者に該当し得る。
- (10) アップローダーにおいて、その3Dデータによって印刷される物品の意匠が他人の登録意匠と同一又は類似することを事前に知っていた場合は、もとより別である。なお、本試案は、主としてアップローダーが調査能力を欠く個人である場合を想定しているものの、仮に十分な調査能力を有する企業が単に事前の調査を怠ったが故に他人の登録意匠に類似することを知らなかったに過ぎないといった場合にも同項適用を免れ得るとするののかについては、議論の余地があろう。その点において本試案の検討は不十分であり検討の継続を要する。検討にあたっては、例えば、プロバイダー責任制限法第3条第1項第2号のように、それが違法な3Dデータであることを「知ることができたと認めるに足りる相当の理由があるとき」にも同項が働くようにするのも一考である。
- (11) ちなみに、このような間接侵害規定の新設によって違法な3Dデータの流通に対してプロバイダー責任制限法が働くことになり、同法に基づき意匠権者がプラットフォーム事業者に対してアップローダーのIPアドレス、住所、氏名の開示を請求することが可能となる。この結果、アップローダーは追求を受けない安全な場所から違法な3Dデータをアップロードし放題という訳にもいかないことになる。この点においても、3号の新設には意義がある。

(原稿受領 2018. 8. 10)